

I. 反対尋問

1. 同意による刑の減軽根拠は何か
2. 本質的事実とは何か
3. 保護法益の処分の自由とは何か
4. 自殺幫助の保護法益は何か

II. 学説の検討

偽装心中における被害者の同意の有効性について

1. 検察側は A 説(本質説)を採用する。

しかし、そもそも本質的事実とは不明確な概念である。

そして、この説においては追死の事実が本質的事実だとすると考えられるが、正常な判断能力があり、自殺がなんたるかを認識している者にとって追死の有無が本質的事実にあたるのか疑問である。

また、同意を無効とする事で間接正犯の成立を認めるが、それは間接正犯の概念を不当に拡大するものである。

よって A 説は採用しえない。

2. そもそも 202 条の減軽の根拠は、自殺者の同意による違法性の減少すなわち違法減少に基づく、そして同意とは自己の法益を処分する意思である以上、法益に関する錯誤のみが同意を無効にし、その他の事情に関する錯誤は同意の有効性に影響を及ぼさないと解する。¹

よって弁護側は B 説(法益関係の錯誤説)を採用する。

III. 本問の検討

1. X が A に青化ソーダを渡し A の自殺を幫助した行為につき自殺関与罪が成立しないか。
2. X は A に自殺をするために青化ソーダを渡し、また自らも追死をするといって A を誤信させているので、物理的、心理的に A の自殺を幫助したといえる。
そして A はそれにより自殺をしている。
3. もっとも X は追死の意思がないのにも関わらず、それがあのかのように装い A を誤信させているので自殺に関する同意が有効とはいえないのではないか。
この点、弁護側は B 説を採用するところ、法益に関する錯誤のみが同意を無効にし、その他の事情に関する錯誤は同意の有効性に影響を及ぼさないと解する、そして、A は自ら X に対し心中することを提案していることから自己の生命という法益の処分についての錯誤は生じていない。よって同意は有効である。
4. 以上より、X には自殺関与罪が成立する。

IV. 結論

X は自殺関与罪(202 条前段)の罪責を負う。

¹ 西田典之『刑法各論〔第 5 版〕』弘文堂[2010]16 頁